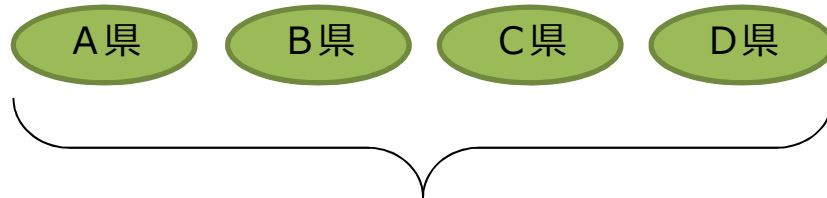


准看護師試験の事務委託について

従来の実施方法



各都道府県が複数県でグループ※を組み、試験事務の全部または一部を実施

地方自治法第252条の14第1項の規定により、他の都道府県と共同で試験事務を実施することは可能だが、各県における事務負担は大きい。

※2016年度は全国6グループに分かれて実施。

<2016年度の試験実施状況>

- ・ 受験者数：17,841人
- ・ 合格者数：17,473人
- ・ 合格率：97.9%

<試験事務の例>

- ・ 試験委員会の運営
- ・ 出願の受付
- ・ 試験の実施
- ・ 合格発表の実施 等

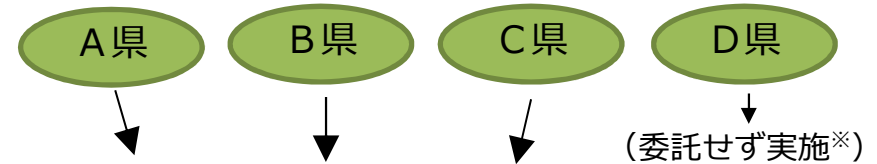
○准看護師とは：

准看護師学校養成所等を卒業し受験資格を得た者が、准看護師試験に合格することで得られる都道府県知事の免許。（保助看法第8条、第22条）

○准看護師試験とは：

都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準（准看護師試験基準（厚労告））に従い実施。（保助看法第18条）

保健師助産師看護師法改正後に可能となる実施方法



都道府県知事が指定した指定試験機関に試験事務の全部または一部を委託することが可能

※各都道府県の意向により、指定試験機関には委託せずに実施することも可能。

<指定試験機関について>

保健師助産師看護師法に以下を規定し、指定試験機関に関する省令を定める。

- ・ 指定試験機関の役員や試験委員の選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなくてはならない。
- ・ 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規定を定め、都道府県知事の認可を受けなくてはならない。
- ・ 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するために、指定試験機関に対して必要な命令をすることができる。 等

◎2019年4月に施行し、2019年度の試験から委託可能とする見込み。